

東京地判R8.4.24「Zoom商標事件」

原告：ズーム株式会社（電子機器メーカー）

…1983年創業

…2006年に商標登録

…2021年11月に提訴


商標：商標登録4940899号



指定商品又は指定役務：9類（電気通信機械器具等）、15類（楽器等）

被告：米国法人Zoom（オンライン会議システムで有名）

…2011年設立



【結論】

1. 差止請求（商36条）→認めず

∵2020年7月以降、被告側の商標が著名化し、誤認混同は生じないとして、非侵害との判断

〔形式的に商4条1項3号に該当しても、国際機関との間で誤認を生ずるおそれがないければ、商4条1項3号で拒絶しないとする商4条1項3号ロの考え方に似ている。〕

2. 3億円の損害賠償請求（民709条）→1億6600万円の支払いを命じた。

∵オンライン会議システムが急拡大する前、つまり2020年6月までの行為を侵害と認定。

（称呼類似の商標を「電気通信機械器具等」に使用 → 禁止権侵害（商37条1号））

【参考】

知財高判H26.5.16「標準技術を巡るFRAND特許事件」（サムスン vs アップル）

→差止請求を認めず、実施料相当額の損害賠償請求を認めた。

テーブルコード

| | | |
|--|--|--|
| | | |
|--|--|--|